

令和7年度第3回 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議 次 第

日時 令和8年1月14日（水）

10時00分～11時30分

場所 知事公館 中会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画
最終案について

4 その他

5 閉 会

資料一覧

(資料1) 指標の目標値について

(資料2) 第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)に対する
県民コメントへの県の対応・考え方について

(資料3) 第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(最終案)

指標の目標値について

指標

新規

- ① 性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合
 目標値: 検討中 ⇒ 36.0% (令和10年度)
 現状値: 調査中 ⇒ 26.3% (令和7年度)

第1期から変更(指標の内容)

- ② アライの認知度
 目標値: 42.0% (令和10年度)
 現状値: 21.6% (令和6年度)

- ③ 性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合
 目標値: 100% (令和10年度)
 現状値: 90.6% (令和6年度末)

第1期から変更(目標値上方修正)

- ④ 埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数
 目標値: 600社 (令和10年度末累計)
 現状値: 223社 (令和6年度末累計)

目標値の根拠

現状値を踏まえ、10年後までに計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」の達成を目指し、目標値を設定。

現状の認知度21.6% (令和6年度) に現在の伸び率を踏まえ、更に割合を毎年度0.5ポイントずつ向上させることを目指し目標値を設定。

どの学校にも性的マイノリティの児童生徒が在籍する可能性があることを踏まえ、全ての学校において授業をはじめとする取組が継続されることを目指し、第1期計画の目標値を維持する。

現状値を踏まえ、令和7年度の登録企業数を300社と見込み、更に増加数を毎年度向上させることを目指し、目標値を設定。

第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)に対する県民コメントへの県の対応・考え方について

【県民コメント実施概要】

- ・県民コメント実施期間 令和7年10月20日(月)から11月16日(日)まで
- ・意見の件数 10者(個人8・団体2)から59件

A: 意見を反映し、案を修正したもの B: 既に案で対応済みのもの
 C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの D: 意見を反映できなかったもの
 E: その他

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	反映状況(案)
1	—	全体				性の多様性に関する施策は、理念や方向性だけでなく、「誰が」「いつまでに」「何を」「どのように」実施するかという具体性が不可欠です。現行の計画案では、県・市町村・事業者・民間団体・県民など多くの関係者が登場しますが、それぞれが「協力するよう努める」という表現にとどまり、実施責任や進捗管理が曖昧です。性の多様性に関する施策は、命や尊厳に関わるものであり、努力目標ではなく、実施責任と評価指標を伴う制度設計が必要です。教育現場では、「いろいろな人がいること」「声を上げたい人がいること」「声を上げなくていいこと」の3つを同時に伝えることが重要です。教育は「決めさせる」ものではなく、「迷っていても大丈夫」と伝える場であり、児童生徒が安心して描きを抱えられる環境づくりが求められます。学校には、性の多様性に配慮した相談員の配置を進めるとともに、「親に伝えてほしいか」「誰にも言わないでほしいか」など、本人の意思を尊重するマニュアルの整備が不可欠です。また、性の多様性教育に反対する保護者もいることを踏まえ、「押し付けではなく、こういう人もいる」「今は描きを抱える時代である」という説明と対話の姿勢を大切にし、教育現場が「共存の場」となるよう制度設計を進めてください。制服・体操着・水着など、日常的に使用する衣服においても、性別による違和感を抱える児童生徒が安心して過ごせる環境整備が必要です。男女共通のデザインや選択可能なスタイルの導入を進め、すべての児童が「自分らしく」過ごせる学校づくりを推進してください。トイレや更衣室の問題は、学校だけでなく、企業や行政機関にも存在しています。性別違和感を抱える人が安心して使える個室トイレや「誰でもトイレ」の整備、ユニフォームの選択制など、働く場でも「描きを抱えたまま働ける環境」の整備が求められます。「女性活躍」政策においても、性別を基準にするのではなく、能力とやる気がある人が働ける環境づくりこそが本質です。性の多様性に関する施策は、「声を上げた人のため」だけでなく、「声を上げないまま生きている人」のためにも設計されるべきです。	1	県では、計画に紐づく取組について評価を行い、学識経験者や当事者支援団体の者等で構成する埼玉県性の多様性に関する施策推進会議(以下「施策推進会議」といいます。))において報告した上で公表しております。また、本計画では、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例(以下「条例」といいます。))第3条の基本理念を踏まえ、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」と目標を定めており、その達成に向け取り組んでまいります。	C
2	—	全体				異性愛者、シスジェンダーも尊重される側として扱われるように明記して下さい。内閣府の理解増進パンフレットには異性愛者、シスジェンダーの記載が明記されていますが、埼玉県のパンフレットには省かれています。条例文には「全ての人が尊重される」とありますが、LGBTQ側が「支援・尊重される側」>異性愛者・シスジェンダー側が「支援・尊重しなければならない側」と読めるようになっており非常に偏っています。	2	異性愛者及びシスジェンダーもSOGIの一つとして包含されており、県としても「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」に向けて取り組んでいます。本計画の「基本方針Ⅰ」の性の多様性に関する理解の増進の「具体的施策1 県民や事業者等への意識啓発」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にしております。	C
3	—	全体				県が積極的にLGBTQが抱える問題と向き合い、当事者から話を聞いて改善する姿勢を見せられている。	1	引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	B
4	—	全体				こうした取組があることに安心感がある。	1	引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	B
5	—	全体				「LGBTQ当事者」と「アライ」を二元的に分けてしまっているところがある。「理解者＝アライ」ではなく、周知は大前提として、「LGBTQ当事者以上に失面に立ち、当事者が現状被っている不利益を解消するために当事者以上に積極的に活動する」のが「アライ」という存在の意義である。LGBTQという人がいますよ、という他人事の立場ではアライと呼びには不十分である。	1	アライには「心理的安全性の確保」や「無理解や誤解の解消」、「社会的認知の促進」など様々な役割がありますが、まずはアライの認知度を上げ、アライを増やす取組が必要であると考えております。そのため、身近なことからはじめていただき、まずは正しい知識を身に付けるところから啓発を行っております。県としても、従前から、当事者とアライを二元的に分けるものではないと考え、啓発を行ってまいりましたが、今後は、県の考えをより広められるよう、周知方法等を工夫してまいります。	B
6	—	全体				LGBTQ当事者の周りにいる家族などのケアも必要である。LGBTQ当事者からカミングアウトを受けてどうしたらいいか悩んでいる家族や友人など、当事者と近い関係の人が相談できる場所や同じ立場の人と出合えるコミュニティがあると良い。	1	性的マイノリティ当事者の周囲の方に対して、にじいろ県民相談で相談対応を行っております。性的マイノリティ当事者と近い関係の人が相談できる場所や同じ立場の人と出合えるコミュニティについても、にじいろ県民相談を通じて民間団体の取組を情報提供しております。	B
7	—	全体				LGBTQ当事者が抱える問題は当事者に原因があるのではなく「社会」に原因がある、というのを周知する。社会のジェンダー規範やそこから生まれる差別がなければ、カミングアウトの必要は生まれなくなる。「LGBTQ当事者」と「それ以外」で分けるのではなく、社会に問題があっても自分もそれに加担していない苦しめられているという当事者意識を持つことの大切さを広めるべき。	1	条例第1条では「全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的」としており、本計画の取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。県としても、従前から、「LGBTQ当事者」と「それ以外」とに分けるものではないと考え、啓発を行ってまいりましたが、今後は、県の考えをより広められるよう、周知方法等を工夫してまいります。	B
8	—	全体				埼玉県が、継続してLGBTQ+の県民を視野に入れた取組を県内で行っているほか、国へも働きかけていることは嬉しく、ありがたい。	1	引き続き、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指すとともに、本計画の「基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり」の「具体的施策1 安心して生活できる環境づくりの推進」として、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望してまいります。	B
9	—	全体				知識や理解だけではアライとして不十分です。企業等が、当事者の働きやすい職場を目指すことよりも、社会的責任を果たすことを目的に取り組んでいると回答していることから明らかですが、ポーズを取ったり周知したりするだけでよいと考えている人が多くいる中で、正しく知ることは最低限とも言えます。確かに、知識を得たり姿勢を見せたりすることも重要ですが、それだけでは差別を作り出している構造は変わらず、現状維持のままになってしまいます。周囲にLGBTQ+について知っている人が増えただけでは、不利益や窮屈さを生み出している制度に変化は起きず、差別される不安や恐怖も消えません。全ての人が差別を作り出す社会の一員であり、LGBTQ+を苦しめる社会の構造に自ら加担したり、性規範に自分も苦しめられたりしている、という当事者意識を持った人や企業等が増え、アライを含む一般の県民と当事者という二元的な捉え方から脱していくような取組を期待しています。	1	アライには「心理的安全性の確保」や「無理解や誤解の解消」、「社会的認知の促進」など様々な役割がありますが、まずはアライの認知度を上げ、アライを増やす取組が必要であると考えております。そのため、身近なことからはじめていただき、まずは正しい知識を身に付けるところから啓発を行っております。アライを増やす取組を推進する上で、御意見を参考にしております。県としても、従前から、当事者とアライを二元的に分けるものではないと考え、啓発を行ってまいりましたが、今後は、県の考えをより広められるよう、周知方法等を工夫してまいります。条例第1条では「全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的」としておりますので、引き続き本計画の取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	B
10	3	第1章 計画策定にあたって	4 性の多様性に関する本県の状況			集めたデータが分かりやすかった。	1	引き続き、「性の多様性に関する本県の状況」で示したデータを踏まえて本計画の取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	B

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	反映状況(案)
11	4	第1章 計画策定にあたって	4 性の多様性に関する本県の状況			計画案では、「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」への言及がある。この調査は、「埼玉県内に住む満18歳以上64歳以下の方」を対象とするもので、出生時の性別と、現在の認識を尋ねており、いわゆるセクシュアルマイノリティの人々の回答と、そうでない人々の回答を比較対照できる調査であるという点で、高く評価できるものである。そして、性的マイノリティ以外に対して性的マイノリティがより困難な状況にあることが述べられているのだが、この調査においては、調査報告書6ページにあるように、回答者の出生時の性別の構成が性的マイノリティ(女性比率67.4%)と性的マイノリティ以外(女性比率56.0%)とは10ポイントを超える差がある。それなのに、集計においては出生時の性別を考慮せず性的マイノリティかどうかにかかわらず目してないため、性的マイノリティゆえの困難と女性として出生したことによる困難を弁別できていない。日本の確研究は、女性のほうが男性より精神的に不調であることを明らかにしてきた(K6尺度を使った研究など)。そのため、計画における調査結果の紹介は、「性的マイノリティゆえの困難」を明らかにするのに失敗している。集計カテゴリーを性的マイノリティの男性、性的マイノリティの女性、性的マイノリティ以外の男性、性的マイノリティ以外の女性として、性的マイノリティゆえの困難を明確に可視化し、計画の必要性について県民が納得できる妥当性のある根拠を示すべきである。	1	本調査において、性的マイノリティと性的マイノリティ以外の女性比率に差はありますが、性的マイノリティが性的マイノリティ以外と比べて、困難を抱えていることは読み取れると考えています。次回調査の際には、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
12	22	第3章 計画の内容				県政における予算は逼迫していると言いつつアライのビジネスライズ事業におよそ300万円もかける意味がわかりません。無用な物とも思いますがもし使うのであればより堅実で実効性のあるものにして下さい。	2	県では、アライの存在が重要と考え、条例に基づき、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」に向けて取り組んでいるところです。	D
13	22	第3章 計画の内容				提携団体の居場所に子供が参加する際には保護者にも事前に知らせ等、保護者に無断で子供を集める事は絶対にしないようにする。	2	県では、御意見にあるような事業は実施しておりません。	D
14	22	第3章 計画の内容				性自認の生徒についてのトイレ、着替え、修学旅行等の宿泊教室では個別対応とし、他児童が個別対応されることがないようにする。	2	学校においては、性的マイノリティ当事者である児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であり、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでまいります。	C
15	22	第3章 計画の内容				ヘイトスピーチ・差別言動行為に関する具体的な対応の明記について、性的マイノリティに対する差別や排除を煽る言動は、県内で確認されており、当事者の尊厳と安全を脅かしています。本計画では啓発に関する方針は示されていますが、差別的言動の防止に向けた具体的な対応が明記されていません。 つきましては、以下を明記してください。 ・公的施設等における差別煽動目的利用を制限する運用指針の策定 ・県の条例で禁止される差別言動・排除言説に関する通報窓口の明確化 ・啓発・教育内容に「ヘイトスピーチと人権」を含めること	2	条例第4条では、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定めております。そのため、県としては「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策 1 県民や事業者等への意識啓発」とおり、にじいろ県民講座において、差別につながるような使わないほうがよい言葉等について具体的に取上げております。 また、「基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実」における新たな取組として、アウトリーチやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携強化を明記しており、いただいた御意見を参考に、にじいろ県民相談の内容に応じて弁護士会や社労士会等の専門支援機関につなげるよう取り組んでまいります。 なお、公的施設等については、利用者の申請に基づき施設管理者が個別に判断することとなっています。	C
16	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	県が発行しているパンフレットには性のあり方について ・法律上の性 ・性的指向 ・性表現 ・性自認 とあるが人間は生物学的性別の2つしかないはず。先の4種目は削除するべき。	2	性の在り方については、条例第1条において、「性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である」と規定しております。本計画は同規定を踏まえ策定するものです。 なお、性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、同条で規定する「全ての人の人権が尊重された社会の実現」を目指してまいります。	D
17	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	県発行のパンフレットでは性的指向の定義が「性自認」となっている。これでは「生まれ男性+性的指向女性+性自認女性=レズビアン」となっていない、生物学的性別及び子供達に非常に危険な状態となる。	2	各種資料については、条例の趣旨及び定義を踏まえて作成しています。引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	D
18	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策1 県民や事業者等への意識啓発」の「推進項目①性の多様性に関する意識啓発」のイについて、県民出前講座は必須であり、これこそ今まで「性の多様性」に触れて来なかった人々へ正確な情報を届ける効果的な方法なので、重点的に行って欲しい。	1	県政出前講座の実施に当たっては、周知方法等も工夫し多くの方に受講いただけるよう努めてまいります。	B
19	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策1 県民や事業者等への意識啓発」の「推進項目①性の多様性に関する意識啓発」のウについて、直接的に子どもや若者の支援に携わる人には、動画の視聴だけでは不足です。グループワークを含む実践的な研修が必須です。	1	支援者向けの取組としては、埼玉県アライシンポジウムにおいてグループワークを実施しているところです。引き続き、取り組んでまいります。	B
20	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	性的指向の基準が「性自認」となっていますが、以下の理由から、資料の記述を削除して下さい。 1点目は、性的指向の基準が「性自認」では、条例第1条「全ての人の人権が尊重される社会」にはならず、異性愛者・同性愛者・両性愛者・トランスジェンダーにとって生来の性別が重要であり尊厳に関わる。 2点目は、条例文では性的指向の定義は「第2条 一 性的指向は自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう」となっており、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民的理解増進に関する法律では「第2条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう」とあり性自認については書かれていないため。	2	各種資料については、条例の趣旨及び定義を踏まえて作成しています。引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	D
21	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	「法律上の性」ではなく「体の性・生来の性・生物学的性別の性」等の表記にして下さい。 近年同性同一性障害特例法に基づき、戸籍の性別の取り扱いを変更可能になりましたが「生来の性別」の存在が大前提です。	2	これまでも適切な表現に留意してきましたが、引き続き適切な表現に努めてまいります。	D

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	反映状況(案)
22	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	県発行の性の多様性に関する基礎知識ガイドでは性的指向の定義が「性自認」と書かれていますが、思想的中立であるべき県が一自認という特定思想を信じるように県民に求めている。そもそもそこから論点にできないのでしょうか。	1	各種資料については、条例の趣旨及び定義を踏まえて作成しています。引き続き、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指してまいります。	D
23	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	県民、県職員、事業者への理解の促進はYouTubeを駆使したらいと思いましたが検討はしていただけないでしょうか。 ○〇件達成と掲げるより、授業の内容を広く時間を問わずだれでも見られるようにYouTube配信したらどうでしょうか。そして、不安をよけいた人向けへ、匿名性を守った場所と具体的な相談ができる場所を作りたいかがYouTubeなら老人も見えますし、家族で見え議論もできます。	1	前段の御意見については、にじいろ県民講座やにじいろ企業研修において、既にYouTubeを活用していますが、引き続き講座や研修等の実施媒体については適切なものを活用してまいります。また、後段の御意見については、性的指向や性自認に悩みを抱えた方向けの相談窓口としてにじいろ県民相談を開設していますので、そちらに御案内できるよう周知方法を工夫してまいります。	B
24	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発	男女の性別の記述がなく全ての人がマイノリティSOGIであるのはどうなのか。	1	SOGIとは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティだけでなく全ての人に当てはまる性の在り方です。施策の実施に当たっては、全ての人の人権が尊重されるよう十分に配慮してまいります。	D
25	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	②事業者向け研修の実施	アライチェレンジ企業を広めれば広めるほど講習費用が増大する可能性がある。埼玉県は財政は決して余裕のあるものではなく、人命に直結するインフラ等に十分な予算を組むべきであって、アライの削減、予算の削減を希望する。	2	にじいろ企業研修のうち基礎編はYouTubeによる動画配信であり、実践編も講師派遣回数について上限を設けていることから、埼玉県アライチェレンジ企業登録制度の普及に応じて、研修費用が増大するものではありません。また、本県では、毎年度、予算編成方針を策定し、それに基づき適切に予算を編成しているところです。	D
26	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	③県職員に対する研修等の実施	アライセミナーにおける受講者のレインボーグッズ着用はLGBTQ当事者への心理的負担とアウトティングの懸念から「レインボーグッズの着用は完全に任意である」と明記および明示して下さい。 レインボーグッズの着用や表示が制度化されてしまうとLGBTQ当事者同士の間でも意見の衝突が起きる懸念がありますし、「善意を示さない」と不利益が生じると言うような空気が生まれると、内心の自由や信仰の自由が制限されてしまいます。	2	レインボーグッズは、県職員アライセミナーの受講者が同セミナーで性の多様性の尊重について理解した上で着用するものとなっています。	D
27	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」について、まず、「人権」を正しく学び、誰の根拠にも講じているように教育が必要です。		県教育委員会では、「第4期埼玉県教育振興基本計画」において、「人権を尊重した教育の推進」を施策の一つに位置付け、人権感覚の育成や性の多様性の尊重をはじめ様々な人権課題に対応した教育の充実などに取り組んでおります。	C
28	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	学生への包括的性教育は授業内容を事前に親にしてほしいですが検討して頂けないでしょうか。 子供から親への質問もあつたり、ともに理解が進むために親にも同じ授業内容をしてほしいです。またYouTubeを駆使したらいのことも思いました。 教育格差も減りますし、YouTubeの中で同じ悩みのある人がこう対処したなどの体験談があると子供も一人じやないと安心できるのではないのでしょうか。		県教育委員会では、YouTubeを活用して、県ホームページに性の多様性の尊重に係る保護者向け啓発動画を掲載しています。全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進するため、引き続き性の多様性について、保護者の理解を深めるよう取り組んでまいります。	C
29	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	宗教否定派、NOといった子供の人権も守ってほしい。	1	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に人権の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
30	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	LGBT教育をきっかけに「自分はトランスだから」と思い込み性転換やホルモン投与を受け、取り返しのつかないことになる子供が米國で増えていることが「トランスジェンダーになりたい少女たち」に書かれていますが、このようなことにならない対策を県はしているのでしょうか。	1	性自認は発達に伴い変化する可能性があることを含め、教職員の理解を図るとともに、児童生徒が自分の性の在り方に関する悩みを一人で抱え込まないよう、相談しやすい環境づくりに取り組んでおります。	E
31	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	教育基本法には、第十条第一項に「(家庭教育)父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有する」、第十条第二項に「家庭教育の自主性を尊重」とあり、つまり家庭が主役であり行政はサポート役という側面があります。特に宗教的背景を持つ児童・生徒にとって授業や外部講師の講演は非常に衝突のリスクが高くなる恐れがあります。よって授業や外部講師の講義等は事前に各家庭に連絡し、各家庭の自主性を尊重し、出席は任意にして下さい。		本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
32	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	子供たちへのジェンダー教育を行う場合、保護者への事前通知及び別室対応とした場合も授業未出席で成績への影響等ないような配慮をする。	1	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
33	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	学校での出前授業については、講師の人物像を予め調査した上で慎重な選定を行うこと。	1	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
34	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	子供の性別違和についても学校と保護者が連携して対応を進めること、保護者は子の教育について「第一義的責任」がある。	2	本計画の「基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進」の「具体的施策2 性の多様性に係る人権教育の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
35	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実			「基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実」について、相談をちゃんと受けられる人が少なすぎると相談しても二次被害が起こり、相談前より傷つけてしまうことになる恐れがある。	1	にじいろ県民相談の実施に当たっては、引き続き、その周知に努めるとともに、研修等を実施し、相談員の質の向上を図ってまいります。	B
36	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	「にじいろ県民相談」のコンパクト化。相談員のスキルの問題。	1	にじいろ県民相談の実施体制は、利用状況等に合わせた対応してまいります。相談員についても、引き続き研修等を実施し、相談員の質の向上を図ってまいります。	B
37	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	県内相談機関と市町村の連携は、よほど気をつけないとアウトティングのリスクが高くなる懸念がある。	1	本計画の「基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実」の「具体的施策1 相談体制の充実」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に県や市町村等の県内相談機関と連携を進めてまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	反映状況(案)
38	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し	「基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり」の「具体的施策1 安心して生活できる環境づくりの推進」に記載がある「パートナーシップ制度の実効性ある措置」について、パートナーシップ制度「住民票の続柄の記載」は国の見解と合わせ統一した記載を維持して下さい。	1	県は、条例第6条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施する市町村に対し、必要な支援を行っているところです。 同性パートナーの住民票の続柄の記載については、その判断は市町村が行うものですが、市町村に対して毎年行っている行政サービスに係る取組状況調査の一項目として結果を県ホームページで公開しているほか、埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議(以下「市町村連携会議」とします)において必要な情報共有を行っております。 引き続き、県と市町村で情報共有を図るなど、市町村を支援してまいります。	B
39	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し	県全域で共通に利用できるパートナーシップ・ファミリーシップ制度の整備について、本計画では、市町村連携会議や制度に係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛け等の記載が見られますが、内容に具体性がありません。現状では市町村ごとに制度内容・運用・効力に差異が生じており、県内での居住地・転居によって「家族としての扱い」に格差が生まれています。 これは「全ての人が安心して生活できる社会」という計画目標と整合せず、差別・排除を助長する結果ともなり得ます。この解消こそが当事者が求める措置であり計画の具体化が必要です。 つきましては、以下を計画に明記してください。 ・県全域で共通に認められるパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入・医療・介護・教育・防災・住宅等における「家族としての扱い」を文書化したガイドラインの策定と公開	1	地方自治法上、県と市町村は同等の立場にあること、市町村の行政サービスは市町村がそれぞれの行政需要や財政状況等に応じ、自発的に行うことが望ましいことから、ガイドラインを示すことは考えていませんが、市町村連携会議を通じて、各市町村の行政サービスに係る取組状況や好事例を共有することで、引き続き市町村を支援してまいります。	D
40	30	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し	県だけの問題にせず、国へ要望する姿勢がとてよい。	1	引き続き、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指し、本計画の「基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり」の「具体的施策1 安心して生活できる環境づくりの推進」として、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望してまいります。	B
41	33	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	埼玉県アライチャレンジ企業には建築関係の会社が多いが、本当に実施されているか、大きな懸念がある。	1	アライチャレンジ企業更新手続の際に改めて取組状況を確認しているところですが、いただいた御意見を参考に、その他の確認手段についても検討してまいります。	C
42	33	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	埼玉県の全公立学校もアライチャレンジ企業に登録の可能性があるようですが、これはやめて下さい。保護者の意思・意見をないことにしないで下さい。公立学校にもたくさんの宗教的背景を持つ児童・生徒がいます。日本人だけでなく外国人もいます。憲法十九、二十条内心・信教の自由を侵害する恐れがあります。いずれの子供達に対してLGBTQ講習が苦痛の可能性があるとということです。	2	埼玉県アライチャレンジ企業登録制度は主に企業・団体を対象としており、自治体が設置する市町村立学校や県立学校は対象ではありません。	D
43	33	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	計画案では、「「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及」が掲げられているが、この企業に認定される要件として、「労働環境の整備」の中に、「従業員に提出させる書類の性別記入欄を廃止したり、記入を任意にするなど、配慮を行っている」という項目が入っている。2026年4月1日から施行になる改正女性活躍推進法では、「従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務」づけられることになっている(https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/002286761.pdf)。「埼玉県アライチャレンジ企業」は、この義務づけに反することになるのではないのか。対応が必要である。	1	御意見いただいた指標については、性別の情報を取得する必要のない性別記入欄の廃止等を示すものであり、法令や統計上性別の把握が必要な場合を含めた全ての書類について配慮を求めるものではありませんが、いただいた御意見は参考にさせていただきます。	C
44	34	第4章 計画の推進体制				性の多様性に関する施策推進会議に多文化共生施策関係の委員を入れて下さい。	2	施策推進会議の委員については、性の多様性のみならず、男女共同参画や人権に関する有識者、企業経営者及び労働団体、市町村の職員など幅広い構成といたしております。いただいた御意見を参考にしております。	C

※意見及びこれに対する県の考え方は整理して掲載しております。

第 2 期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画

(令和 8 年度から令和 1 0 年度)

彩の国  埼玉県



埼玉県マスコット
「コバトン」&「さいたまっち」

目次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 性の多様性に関する本県の状況	
5 第1期計画の成果と課題	
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画の目標	
2 計画の基本方針	
3 計画の体系	
4 計画の指標	
第3章 計画の内容	
基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	
基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	
基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	
第4章 計画の推進体制	
資料編	

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

性的マイノリティ¹は周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、性的マイノリティが暮らしやすい環境づくりや性の多様性²に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

本県では、令和4年（2020年）7月に施行された「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例³」の基本理念を踏まえ、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度））（以下「第1期計画」という。）を策定し、全ての人がある場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指し、「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の三本柱で取組を推進してきました。

この間、国においても「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律⁴」が施行され、性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決が出されるなど、性的マイノリティを取り巻く状況は変化しつつあります。

県では現行の第1期計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえ、性の多様性を尊重した社会づくりを更に進めるため、「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度））（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

1 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

2 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。県は、あらゆる場において、全ての人が多様な性が尊重されるよう取組を進める。

3 令和4年7月8日施行。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

4 令和5年6月23日施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

2 計画の位置付け

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本県の総合計画である埼玉県5か年計画との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議⁵の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間

4 性の多様性に関する本県の状況

(1) 性的マイノリティが置かれた状況

県では、性的マイノリティについて、県民の性的指向⁶や性自認⁷、心身の健康状態、いじめ等の体験などを把握するために、令和2年度（2020年度）に「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」を実施しました。

この調査で性的マイノリティに分類される人の割合は3.3%（有効回収数：5,606件）でした。

① こころの状況等に関する性的マイノリティと性的マイノリティ以外との比較

最近1か月間のこころの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかります。

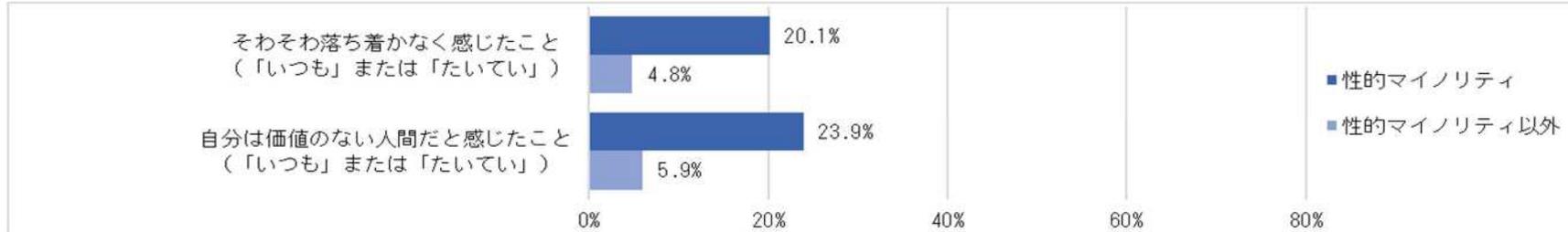
5 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために設置された会議。性の多様性又は男女共同参画・人権に関する学識経験のある者や、性の多様性に関する当事者支援団体の者等で構成している。

6 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

7 自己の性別についての認識。

〈最近1か月のこころの状況について〉

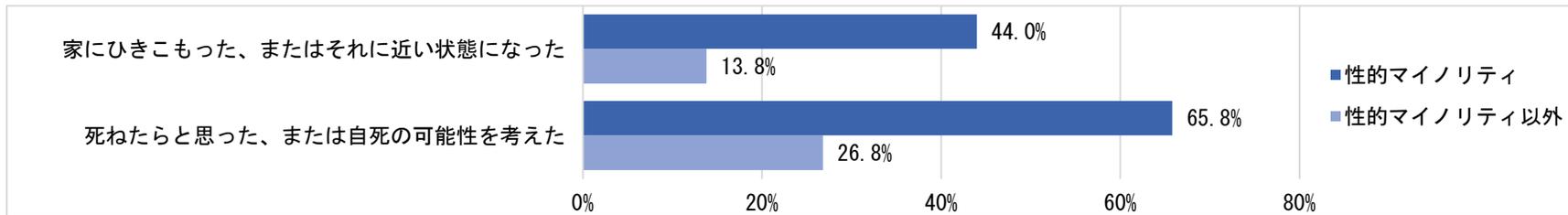
(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

〈精神的に追い込まれた経験〉

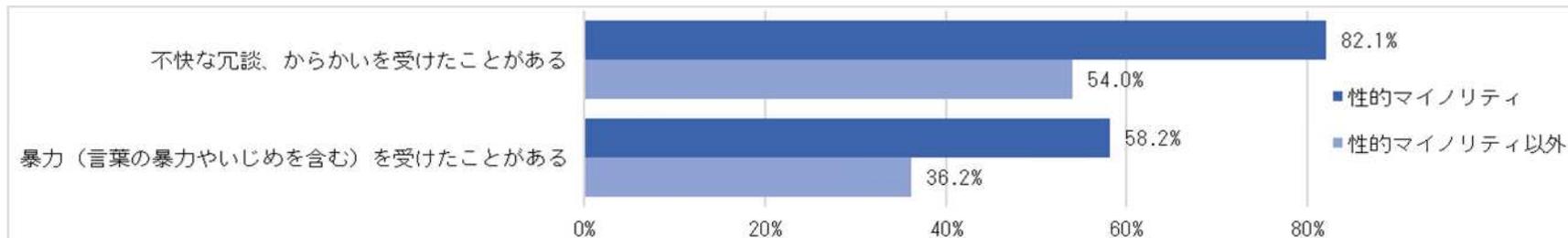
(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

〈ハラスメント被害の経験〉

(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

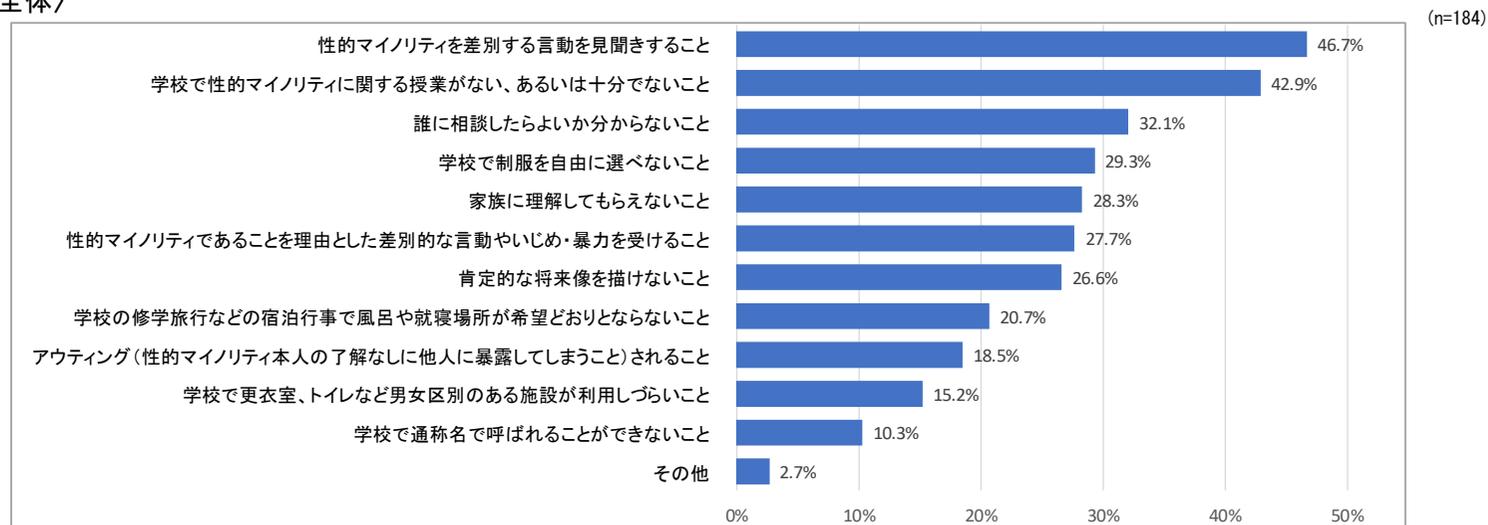
② 学生時代における性的マイノリティが置かれた状況

ア 学生時代に性的マイノリティであること／関連したことで悩んだ経験

全体では、経験があるものでは、「性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること」(46.7%)「学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと」(42.9%)の順に多くなっています。

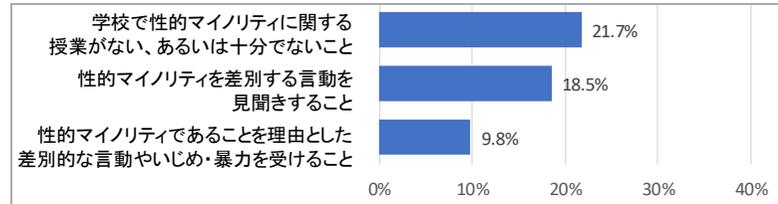
悩んだ時期についてみると、時期別上位3項目のうち、「高等学校の頃」では、『学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと』(33.2%)、『性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること』(30.4%)の順になっています。

〈全体〉

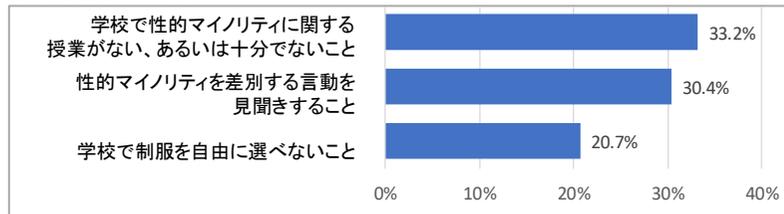


〈時期別上位 3 項目〉

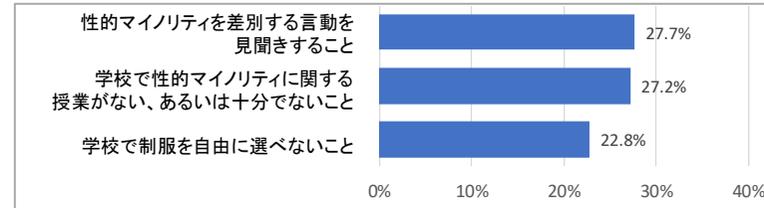
・小学校 4～6 年生の頃



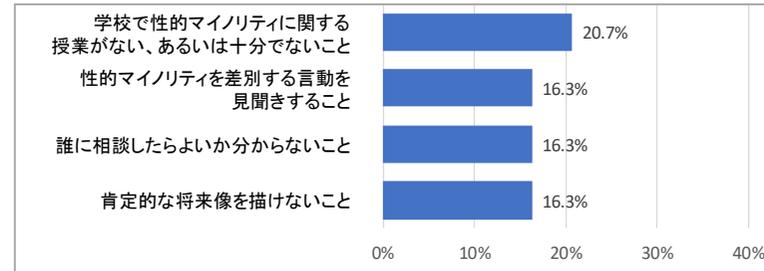
・高等学校の頃



・中学校の頃



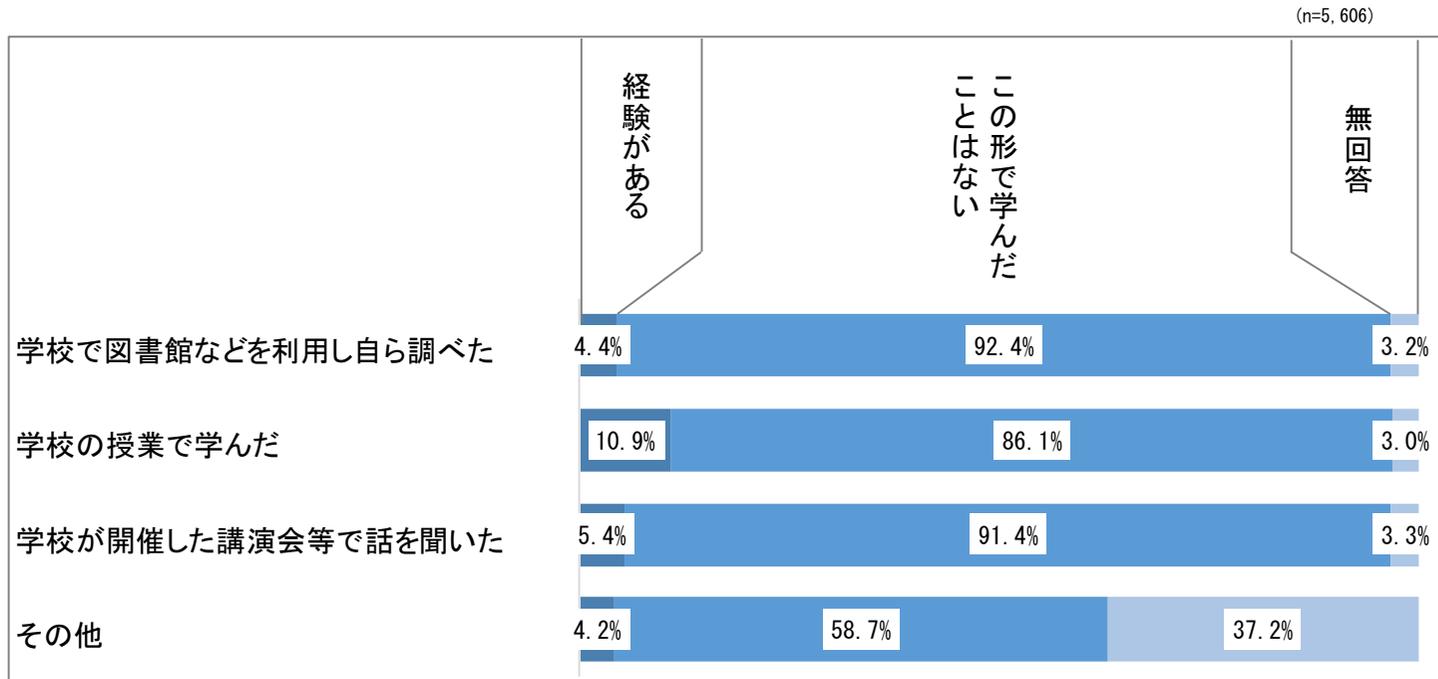
・高等学校以降の学校(大学等)の頃



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」
(令和2年度)

イ 学校で性的マイノリティについて学んだ経験

性的マイノリティについて学んだ経験についてみると、全ての項目で「この形で学んだことはない」が最も多くなっています。「経験がある」割合を年代別にみると、その他を除き若年層ほど高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

〈「学校で性的マイノリティについて学んだ経験がある」の年代別内訳〉

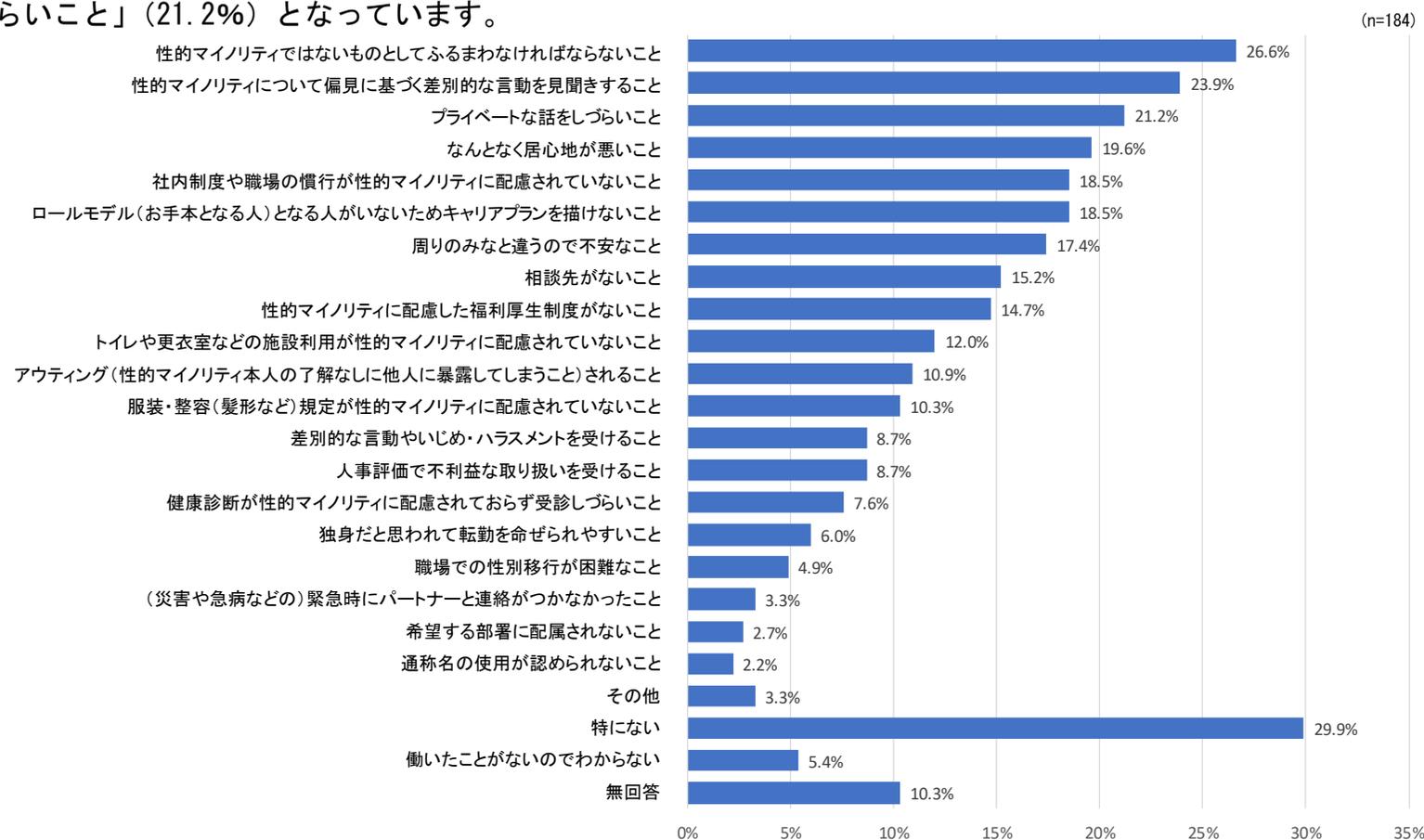
	《経験がある》			
	学校で図書館などを利用し 自ら調べた	学校の授業で学んだ	学校が開催した講演会等で 話を聞いた	その他
全体	4.4%	10.9%	5.4%	4.2%
18歳～19歳	16.3%	64.1%	42.4%	2.2%
20歳～24歳	18.6%	54.4%	25.5%	5.3%
25歳～29歳	9.3%	26.8%	12.3%	6.3%
30歳～34歳	5.8%	21.7%	7.5%	7.1%
35歳～39歳	4.4%	11.9%	5.9%	7.3%
40歳～44歳	3.2%	6.0%	2.4%	3.4%
45歳～49歳	2.2%	3.4%	2.0%	2.6%
50歳～54歳	2.0%	3.3%	2.0%	3.2%
55歳～59歳	3.2%	3.5%	2.6%	3.6%
60歳～64歳	2.0%	3.3%	1.9%	3.0%

(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

③ 職場における性的マイノリティが置かれた状況

～職場で性的マイノリティであること／関連したことで悩んだこと～

悩んだことについてみると、「性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならないこと」(26.6%)、「性的マイノリティについて偏見に基づく差別的な言動を見聞きすること」(23.9%)、「プライベートな話をしづらいこと」(21.2%)となっています。

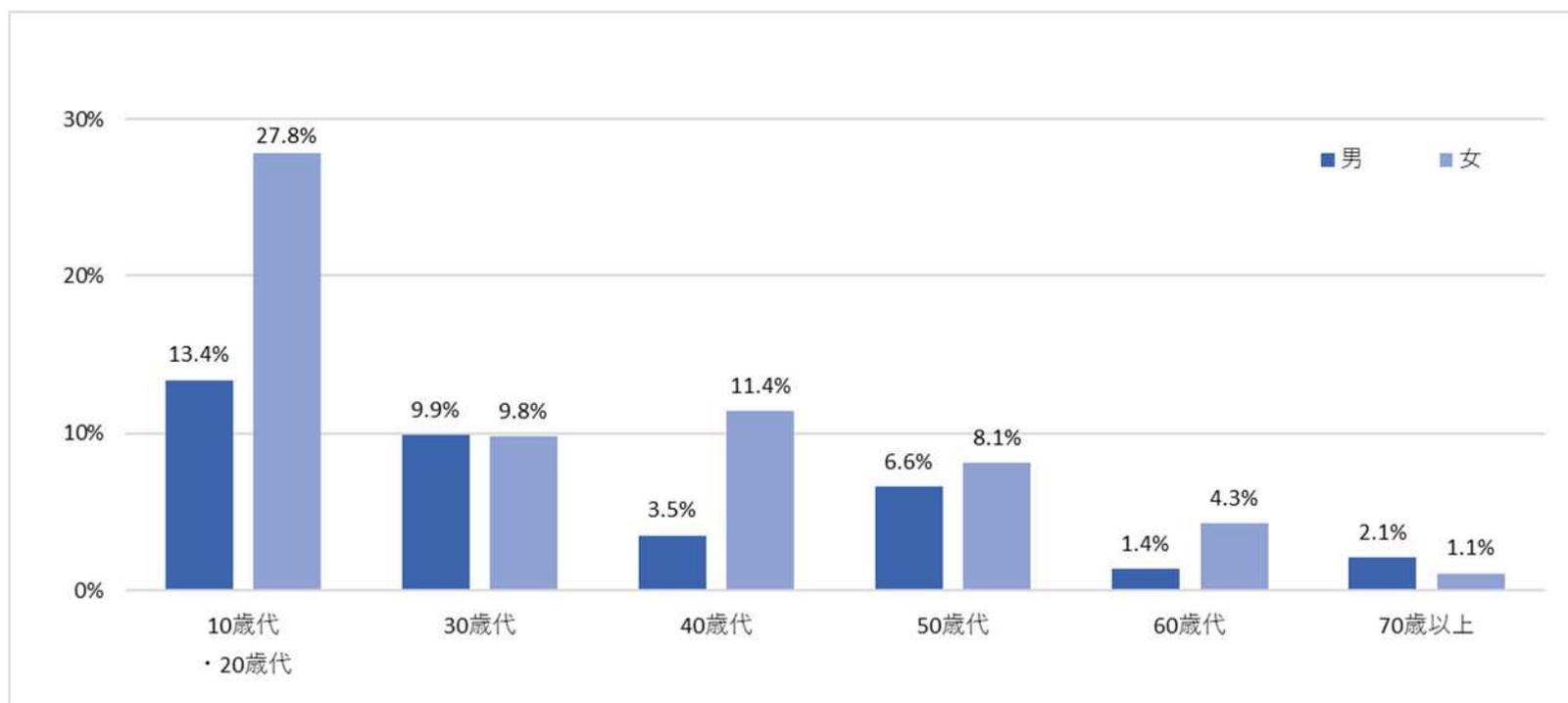


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

(2) 共生社会を実現するために最も重要だと思う取組

令和3年度(2021年度)に実施した県の県政世論調査によると、共生社会を実現するために最も重要だと思う取組として「性的マイノリティへの理解促進」と回答した方の割合は、10歳代(18・19歳)・20歳代(27.8%)の女性が他の年代層・性に比べて特に高くなっています。

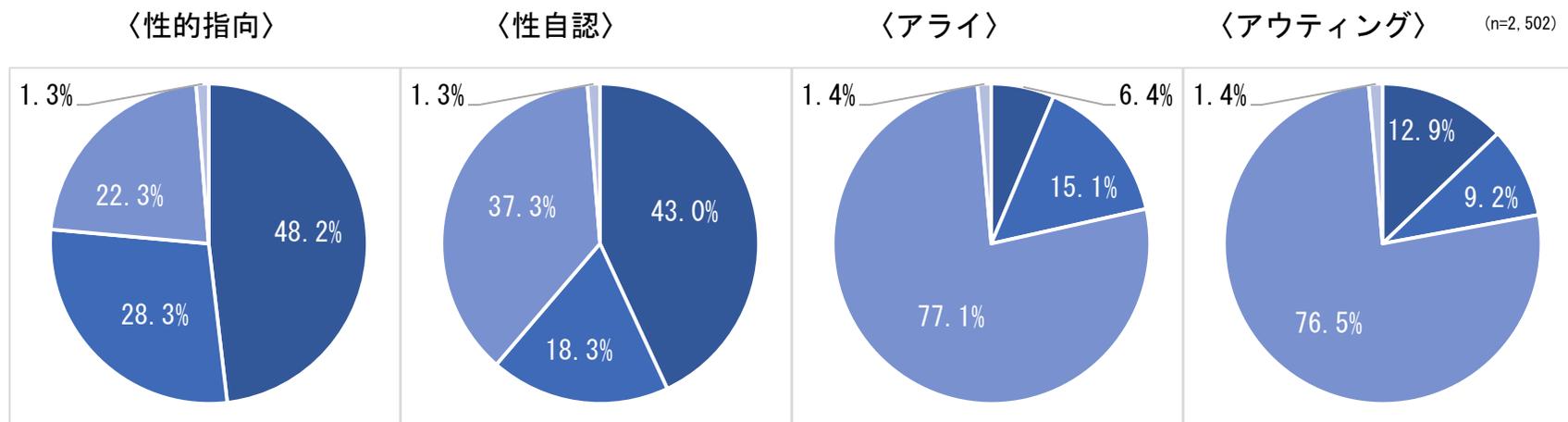
(n=2,767)



(出典) 県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和3年度)

(3) 性の多様性に関する言葉の認知度

令和6年度（2024年度）に実施した県の「県政世論調査」によると、「性的指向」「性自認」は「言葉を聞いたことがある」がそれぞれ76.5%、61.4%である一方、「アライ⁸」「アウトィング⁹」はそれぞれ21.6%、22.1%となっています。



- 言葉を聞いたことがあり、意味も知っている
- 言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない
- 言葉を聞いたことはなく、意味も知らない
- 無回答

* 端数処理のためグラフ中の合計値と差が生じます。

(出典) 県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和6年度)

8 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイノリティを理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。

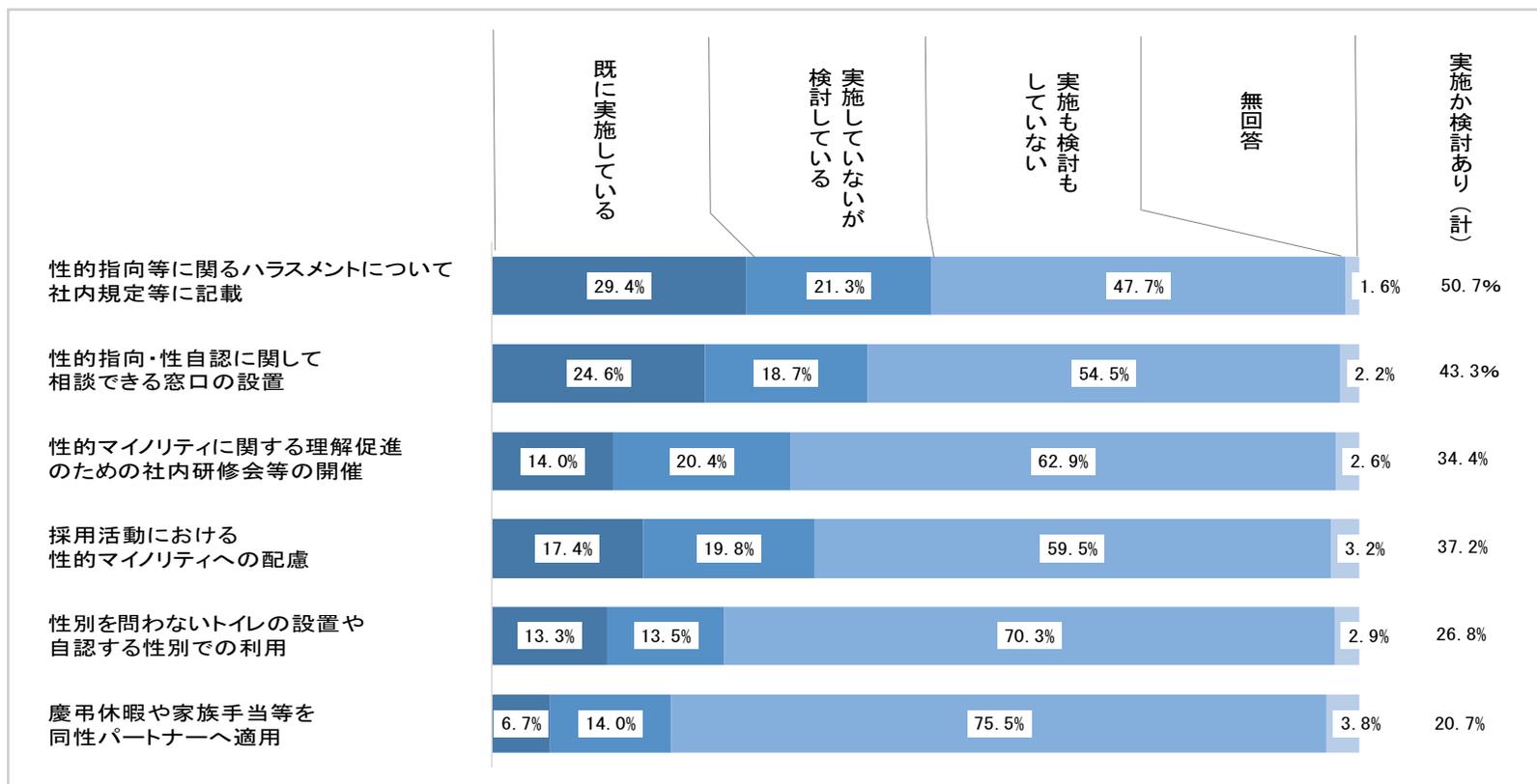
9 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと。

(4) 企業における取組の状況

① 性的マイノリティのための6種の取組の実施・検討状況

令和2年度(2020年度)に県が県内企業に対し実施したアンケートによると、「性的指向等に関するハラスメントについて社内規定等に記載」を「実施か検討あり」が50.7%となっております。

(n=1,112)

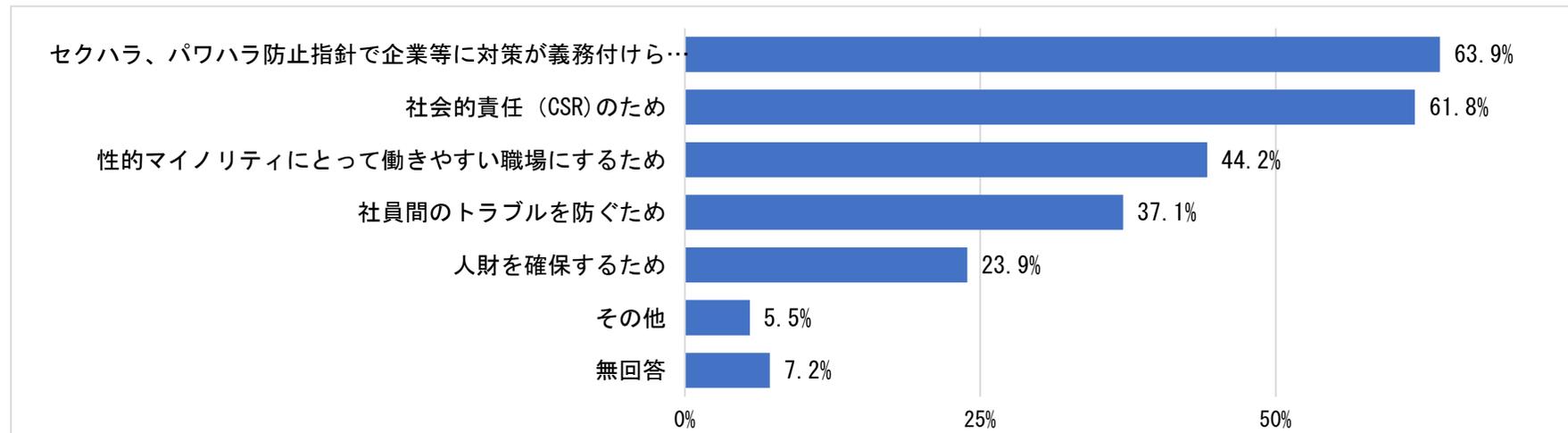


(出典) 県人権推進課「LGBTQ(性的少数者)が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

② 性の多様性に関する取組を実施・検討している理由

提示した6種の取組を実施・検討している事業所（704事業所）に、実施や検討への取り組み理由を複数回答で聞いた結果は、「セクハラ、パワハラ防止指針で企業等に対策が義務付けられたため」（63.9%）、「社会的責任（CSR）のため」（61.8%）の順となり、6割を超えています。

(n=704)

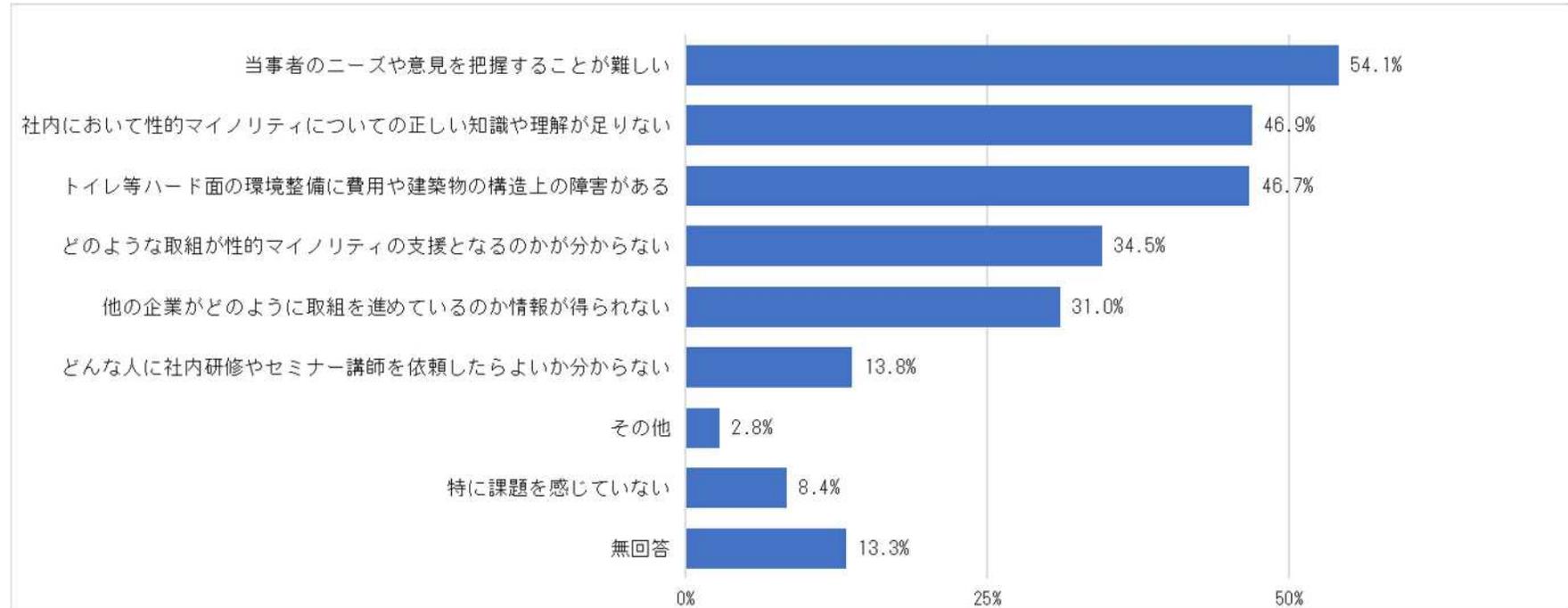


（出典）県人権推進課「LGBTQ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

③ 性の多様性に関する取組を進める上での課題

性の多様性に関する取組を進める上での課題を複数回答で聞いた結果は、「当事者のニーズや意見を把握することが難しい」(54.1%)が5割台半ばで最も高くなっています。

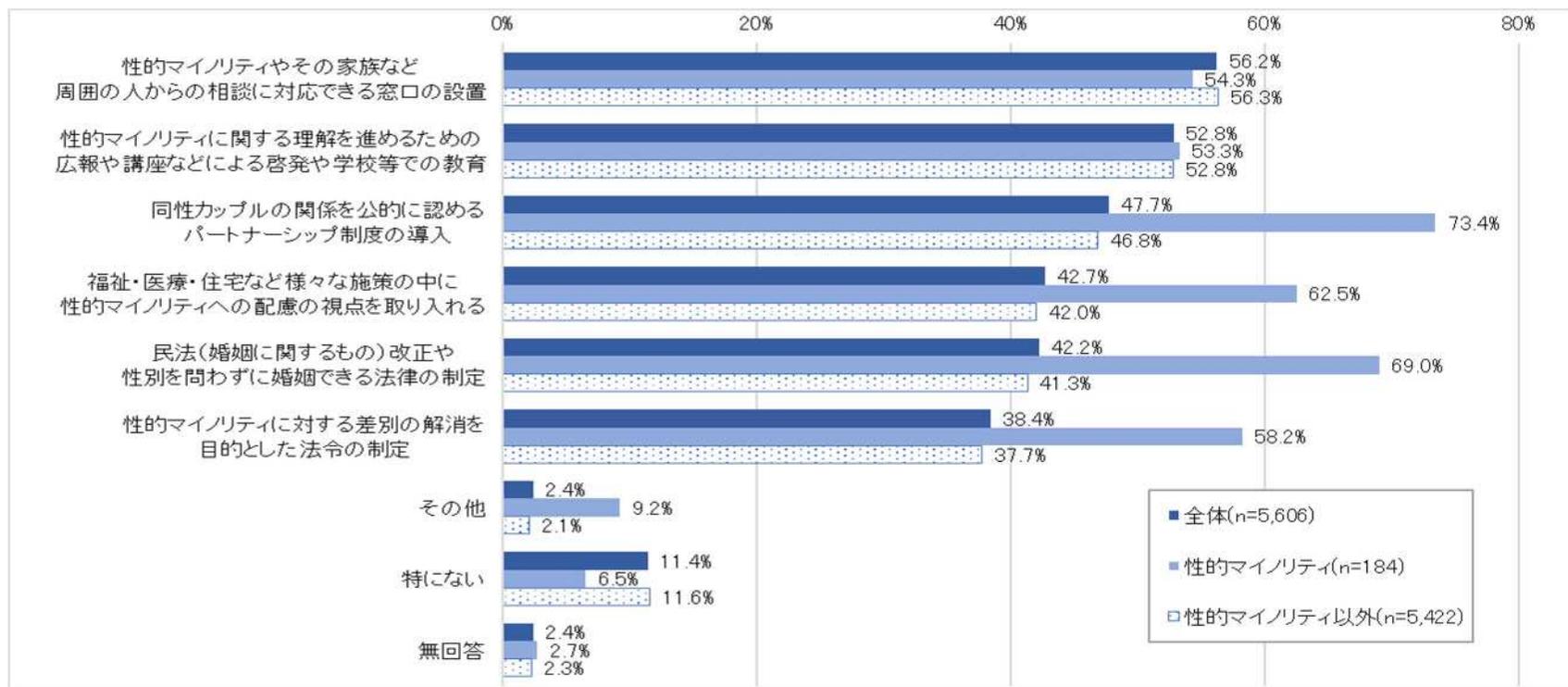
(n=1,112)



(出典) 県人権推進課「LGBTQ(性的少数者)が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

(5) 性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がすべき取組

令和2年度（2020年度）に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によると、全体では「性的マイノリティやその家族など周囲の人からの相談に対応できる窓口の設置」（56.2%）、「性的マイノリティに関する理解を進めるための広報や講座などによる啓発や学校等での教育」（52.8%）の順になっています。一方、性的マイノリティの回答では「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入」（73.4%）が最も高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

5 第1期計画の成果と課題

第1期計画では、「性の多様性を尊重した社会づくり ～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～」を計画の目標に掲げ、それを踏まえた3つの基本方針及び指標を定め、様々な事業に取り組んできました。

3つの指標のうち、令和6年度末時点で「にじいろ県民講座参加者数」「埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数」は目標値を達成し、「性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合」は目標値達成に向けて取組を進めています。

ここでは、各基本方針における主な実績、指標の達成状況及び課題と第2期計画の方向性を示します。

(1) 基本方針及び主な実績

NO	基本方針	主な実績
1	性の多様性に関する理解の増進	①にじいろ県民講座の実施 指標：18,000人 実績：令和6年度末 32,185人 ②にじいろ企業研修の実施【基礎編】令和5年度:377件 令和6年度:866件 【実践編】令和5年度:17件 令和6年度:13件 ③埼玉 ALLY 大学ネットワークの設置 令和6年10月
2	相談しやすい体制の充実	①にじいろ県民相談の実施 令和5年度:340件 令和6年度:484件
3	暮らしやすい環境づくり	①埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の実施 指標：令和7年度末 220件 実績：令和6年度末 223件 ②埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議の設置 令和6年1月 ③権利や身分に関する県の制度や手続の見直し 令和6年10月調査 総計:457 対応済み：349 見直す・見直す方向で検討:29 方向性も含めて検討:2 県独自では見直せない:77 ④埼玉県アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーの開催 令和6年11月21日開催 186人参加

(2) 指標達成状況

NO	推進指標	部局	目標値	実績値
1	にじいろ県民講座参加者数	県民生活部	18,000 人 (令和 5~7 年度累計)	32,185 人 (令和 5~6 年度累計)
2	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	100% (令和 7 年度末)	90.6% (令和 6 年度末)
3	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	220 社 (令和 7 年度末累計)	223 社 (令和 6 年度末累計)

(3) 課題と第 2 期計画の方向性

令和 6 年度に実施した県の「県政世論調査」によると、「性的指向」「性自認」という言葉の認知度は 6 割を超えている一方、「アライ」「アウティング」については、2 割程度となっていることなどから、性の多様性に関する県民の理解は進んできているものの、十分とは言えません。より県民の理解を進めていくためには、これまでの取組を継続し、拡充していく必要があります。

また、にじいろ県民相談において、傾聴により気持ちや課題を整理するだけでなく、相談内容に応じて弁護士会や社労士会等の専門支援機関につないでいく必要があります。

以上を踏まえ、全ての人自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、第 2 期計画では第 1 期計画の基本的な施策の方向性は維持しつつ、取組を拡充します。特に、当事者が困りごとを解決できる支援体制を構築します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があるあらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

2 計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めます。

(1) 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図ります。

(2) 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

(3) 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人々が、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本方針	具体的施策	推進項目
I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施
③家庭、地域社会における学習機会の提供		
II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施
		②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施
	2 県内相談機関への支援	①県内相談機関向けの研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築

基本方針	具体的施策	推進項目
Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け
		⑥市町村への支援
		⑦関係機関・団体と連携した支援体制の構築
	2 働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施（再掲）
		②事業者向け相談の実施（再掲）
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度 ¹⁰ 」の普及
		④県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進

10 性の多様性への配慮を行い、アライを目指す企業を登録する制度のこと。登録企業やその取組状況は県ホームページで公開する。

4 計画の指標

NO	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	県民生活部	26.3% (令和7年度)	36.0% (令和10年度)	県実施のインターネット調査において、「性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる」と回答した人の割合。計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を達成するため、この指標を選定。	現状値を踏まえ、10年後までに計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」の達成を目指し、目標値を設定。
2	アライの認知度	県民生活部	21.6% (令和6年度)	42.0% (令和10年度)	アライとは、英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のこと。 県政世論調査において、「アライという言葉聞いたことがある」と回答した人の割合。第1期計画でにじいる県民講座の参加者数が指標を大きく上回ったため、第2期計画では学ぶことから一歩進んで、アライとして行動していただくことを目指すため、この指標を選定。	現状の認知度 21.6% (令和6年度) に現在の伸び率を踏まえ、更に割合を毎年度0.5ポイントずつ向上させることを目指し目標値を設定。
3	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	90.6% (令和6年度)	100% (令和10年度)	教育局実施の調査において、教科指導(授業)で取り上げるなど性の多様性に関する理解増進の取組※を実施したと回答した学校の割合。第1期計画に引き続き、授業をはじめとする取組の推進により、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、この指標を選定。 ※教科指導(授業)、外部講師による講演、図書館でのコーナー設置、トイレ等施設設備の表示の工夫など	どの学校にも性的マイノリティの児童生徒が在籍する可能性があることを踏まえ、全ての学校において授業をはじめとする取組が継続されることを目指し、第1期計画の目標値を維持する。
4	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	223社 (令和6年度末累計)	600社 (令和10年度末累計)	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況を見る化する制度の登録数。第1期計画に引き続き、埼玉県における性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、この指標を選定。	現状値を踏まえ、令和7年度の登録企業数を300社と見込み、更に増加数を毎年度向上させることを目指し、目標値を設定。

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、性的マイノリティの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、性的マイノリティと接している可能性があると言えます。性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、性的マイノリティは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

当事者の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、依然として「身近に性的マイノリティはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校で性的マイノリティについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、引き続き意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等¹¹」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

(県民生活部)

イ 県政出前講座の実施により、地域及び団体等における性の多様性に関する理解の増進を図ります。【新規】

(県民生活部)

ウ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子どもや若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。

(県民生活部、福祉部)

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう「にじいろ企業研修¹²」を実施します。

(県民生活部)

11 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。
性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。
正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

12 県が企業を対象に実施する、性の多様性に関する研修のこと。

③ 県職員に対する研修等の実施

当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー¹³」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

ア あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

(県民生活部)

イ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y大学ネットワーク¹⁴」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査¹⁵」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。【新規】

(県民生活部)

13 アライの県職員を増やすために実施する、当事者との対話を取り入れた実践的な内容のセミナー。

14 令和6年10月31日設置。埼玉県内にキャンパスを有する大学及び短期大学において、性の多様性を尊重した取組を広げ、全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現することを目的とする。

15 大学等における取組を進めるに当たり現在の取組状況を把握するための調査。

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

(教育局)

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

(総務部、教育局)

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

性的マイノリティ当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがち

な状況にあります。

性的マイノリティや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

① 県民向け相談の実施

ア 「にじいろ県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）¹⁶」の実施を通じ、性的マイノリティが相談しやすい体制の充実を図ります。

（県民生活部）

イ アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化していきます。【新規】

（県民生活部）

¹⁶ 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やSNSで相談できる専門相談窓口のこと。

ウ 県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。【拡充】

(県民生活部、福祉部、教育局)

エ DV¹⁷や性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

オ 国の自殺総合対策大綱¹⁸では、性的マイノリティを含めた社会全体の自殺リスクの低下を位置付けています。性的マイノリティを含めた自殺におけるハイリスク層の相談者に寄り添った自殺防止に向けた相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

17 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。

18 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする「にじいろ企業相談¹⁹」を実施します。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向けの研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

¹⁹ 県が設置した、性の多様性に配慮した取組を進めようとする企業からの相談に対応、アドバイスを行い、取組をサポートする専門相談窓口のこと。

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人が、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

性的マイノリティは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

当事者が抱える困難の解消を図り、性的マイノリティが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、性的マイノリティが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、事業者に対して、性的マイノリティの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

【推進項目】

① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し

ア 「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続において、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「法律上同性のパートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。

さらに、県で実施した制度や手続の見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や事業者働き掛けを行っていきます。 (全庁)

イ 法律上同性のパートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望します。【新規】

(県民生活部)

② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進

ア 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員²⁰により、県庁各課所等における取組を推進していきます。

(全庁)

イ 「県職員アライセミナー」の受講者がレインボーグッズを着用し、性的マイノリティが安心して県の機関を利用してもらえる環境づくりを推進します。【新規】

(全庁)

③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ 性的マイノリティの児童生徒や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

20 全庁的に性の多様性の尊重に関する取組を効果的に推進するため、各所属において「性の多様性の尊重推進員」として設置している。

ウ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y大学ネットワーク」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。(再掲)【新規】

(県民生活部)

④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け

ア 医師会等を通じて、医療機関に対し、性の多様性に配慮した取組を行うよう働きかけます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

ウ 金融機関に対し、周知の場を設けるなど部局間で連携を図り、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働きかけます。【新規】

(県民生活部、産業労働部)

⑥ 市町村への支援

「埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議²¹」を通じて、法律上同性のパートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けるほか、パートナーシップ制度の運用上の課題や好事例を共有したり、連携を進めていく場とすることで、市町村に必要な取組を支援します。

(県民生活部)

⑦ 関係機関・団体と連携した支援体制の構築

ア 自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報を提供していきます。

(県民生活部)

イ 経済団体等との連携を強化し、性の多様性に配慮した事業活動等を行うよう、事業者へ働き掛けていきます。

【新規】

(県民生活部、産業労働部)

【具体的施策】

2 働きやすい環境づくりの推進

性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組を支援していきます。

21 性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策のうち、市町村間の連携や市町村の取組の課題に関することや県と市町村の連携に関することを協議する会議。県及び市町村の埼玉県内市町村の性の多様性に関する施策担当課（室）長等をもって構成している。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

（県民生活部）

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。また、取組の好事例について横展開を図ります。

（県民生活部）

④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】

ア 当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。（再掲）【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

イ 性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

3 県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

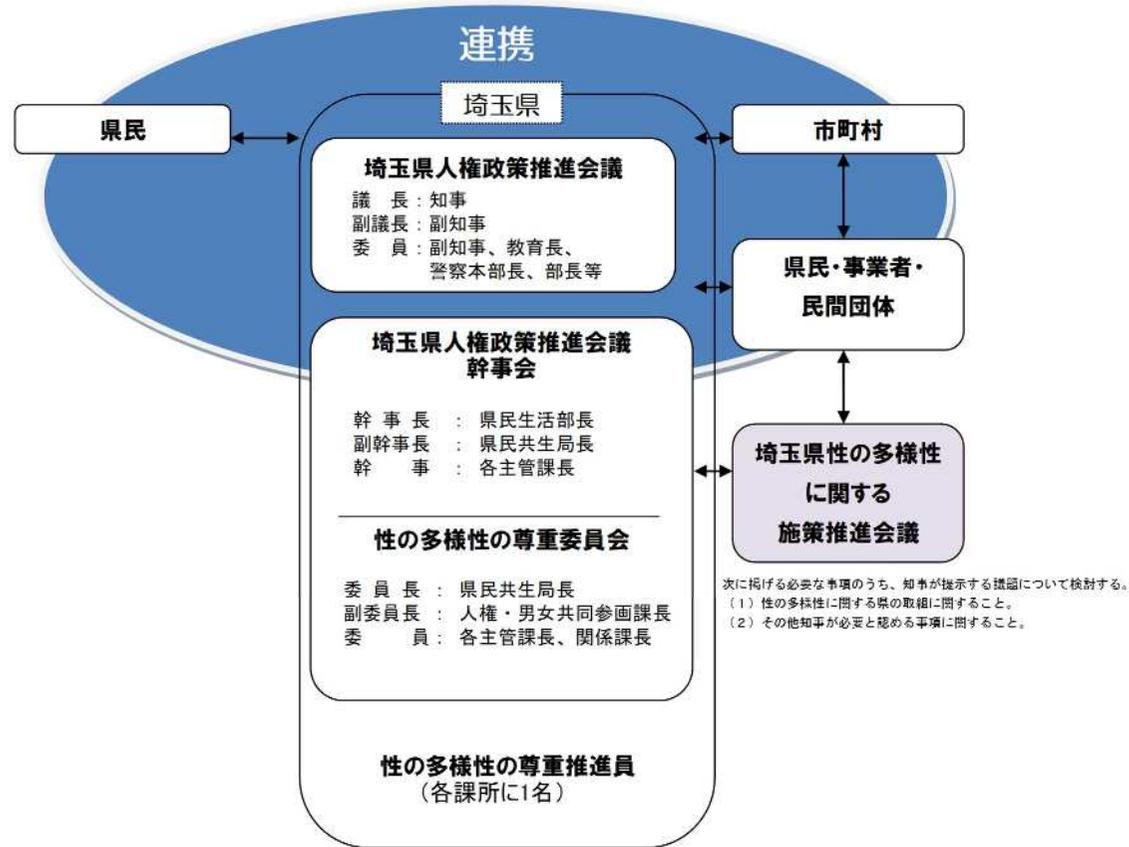
4 計画推進の基盤となる調査研究の実施

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

5 計画の進行管理

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

計画の推進体制図



資料編

1 策定の経緯

- (1) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議
- (2) 埼玉県人権政策推進会議
- (3) 県民意見募集
- (4) 県議会における報告
- (5) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員名簿

2 関係法令等

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）
- (2) 埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）令和4年3月策定（抜粋）
- (3) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）
- (4) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第四百七十七号）

1 策定の経緯

(1) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

開催日	主な議題
令和7年5月29日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定について
令和7年7月25日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和8年1月14日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画最終案について

(2) 埼玉県人権政策推進会議

開催日	主な議題
令和7年6月20日	第2期性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和7年8月21日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

(3) 県民意見募集

県民コメントの実施（令和7年10月20日から11月16日、意見数59件）

(4) 県議会における報告

埼玉県議会2月定例会総務県民生活委員会で「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（案）を行政課題報告（令和8年3月）

(5) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員名簿

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

氏名	所属・役職 等	備考
池田 康幸	三芳町総務課長	R7.4.1～
石崎 裕子	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授	
遠藤 まめた	一般社団法人にじーず代表	
栗田 美和子	株式会社デリモ代表取締役会長	
島田 恵美	日本労働組合総連合会埼玉県連合会次長	
白神 晃子	立正大学 社会福祉学部准教授	
新藤 達也	さいたま市市民生活部人権政策・男女共同参画課長	
田代 美江子	埼玉大学副学長（ダイバーシティ推進担当）	委員長
永井 恵	船橋市立宮本中学校主幹教諭	
原 ミナ汰	特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事	
前園 進也	弁護士	副委員長
松岡 宗嗣	一般社団法人 fair 代表理事	
三村 美延	埼玉県公立小・中学校女性校長会長	R7.4.1～
渡辺 大輔	埼玉大学ダイバーシティ推進センター 准教授	

2 関係法令等

(1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）

（目的）

第一条 この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

（基本理念）

第三条 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

- 2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

（差別的取扱い等の禁止）

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。

3 何人も、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

（県の責務）

第五条 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第六条 県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第九条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針
- 二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(性の多様性への配慮)

第十条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

(制度の整備等)

第十一条 県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第十二条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制等の整備)

第十四条 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め

るものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

(2) 埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）

～お互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指して～ 令和4年3月策定（抜粋）

13 性的指向・性自認

【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、異性愛や同性愛、両性愛など様々な形があります。

また、性自認（ジェンダー・アイデンティティ／性同一性）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのように自分の感覚として持って生きているかを示す概念で、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、中間、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すLGBTQという言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めています。これらの性のあり方については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気による苦しみを感している人々がいます。

本県が2020（令和2）年度に実施したLGBTQに関する実態調査によると、これらの人々は回答者の3.3%を占め、「自分は価値のない人間だと感じた」「家に引きこもった、またはそれに近い状態になった経験がある」「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」と回答した割合が高く、孤立感や自己否定感を感していることがわかりました。

2015（平成27）年には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

2020（令和2）年6月に施行された労働施策総合推進法の改正に基づいて定められた、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動やアウティングがパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。

性的指向や性自認に関わる偏見や差別を生じさせないよう、当事者の存在や困難な状況などについての正しい理解促進に取り組むことが必要です。

また、地域や学校、職場等それぞれの場において性の多様性の理解を進め、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できる環境づくりも必要です。

【施策の展開方向】

性的指向や性自認による偏見や差別を解消するため、性の多様性に関する正しい理解を広める人権教育・啓発活動を推進するとともに、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談環境の強化・充実、様々な性のあり方を尊重した社会づくりを図ります。

① 性の多様性を尊重した教育の推進

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深めることができる教育を推進します。

教職員の資質向上を図るため、教職員を対象とした研修を充実します。

② 啓発活動の推進

研修会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により、広く県民や企業への啓発を行います。

③ 相談体制の充実

県の相談機関において、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談体制の充実を図ります。

学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える児童生徒に寄り添った相談支援の充実を図ります。

④ 児童生徒の心情等に配慮した対応

LGBTQの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮し対応を進めます。

⑤ 当事者に寄り添った環境づくり

様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できるよう市町村及び企業、関係団体と連携し、制度整備を含む環境づくりを進めます。

(3) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相

談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(4) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十七号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければな

らない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。